

神戸市議会棟無線 LAN 整備・運用保守業務 委託仕様書

1. 業務の目的

神戸市（以下「甲」という。）の市会におけるペーパーレス化を推進するため、受託者（以下「乙」という。）において、市役所 1 号館 25 階から 30 階に無線 LAN 環境を整備・運用し、市議会議員が、本会議や委員会開催中に、本会議場や委員会室等で議案や委員会資料等のデータにアクセス可能な環境を整えることを目的とする。

2. 調達の種類・契約方法

委託契約・総価契約

3. 契約期間

契約締結日から 2028 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

乙は、下記に定める対象範囲において無線 LAN 環境を整備し、無線 LAN サービスの運用・環境設定・保守管理を行う。

乙は、甲と協議の上、本業務を行うために必要な機器・機材・回線・ソフトウェア等を調達し、適切に管理運用を行う。また、本業務を行うために必要な工事等（現行機器の撤去、新たな機器の設置、電源・ネットワーク配線整備等）は、全て本業務に含める。

(1) 対象範囲

神戸市役所 1 号館の以下の箇所を対象とする（別紙 1_フロア図を参照のこと）。

- ・ 25 階：議長室、副議長室、応接室(2)
- ・ 26 階：第 1 委員会室、市会運営委員会室、理事会室
- ・ 27 階：第 2 委員会室、第 3 委員会室
- ・ 28 階：第 4 委員会室、第 5 委員会室、代表者会議室
- ・ 29 階：本会議場
- ・ 30 階：図書室（南側議員閲覧席付近）

(2) 同時接続台数

120 台

(3) 無線 LAN 利用時間

平日、土日祝祭日を問わず、24 時間利用。

(4) アクセス回線

本システムで利用するインターネット接続サービスについては市が別途調達しているサービスを利用すること。（回線：フレッツ光ネクストファミリースーパーハイスピード集（回線速度 1 Gbps）、プロバイダー：OCN 光「フレッツ」IPoE 標準プラン IP1）

(5) アクセスポイント

①機器性能

HP Aruba Instant IAP-515(JP)と同等以上のもの。

4(6)のとおり、IEEE802.1x 認証に対応していること。

②使用可能周波数

5GHz 帯(W53 4 チャンネル)を使用すること。ただし、上下階等との干渉の可能性がある場合は、W56 を追加使用することとする。

③無線 LAN 規格

IEEE802.11a/g/n/ac/ax

④設置場所、設置数

アクセスポイントの設置場所については、対象箇所に含まれる各室内のすべての場所で接続できるよう現場調査等を実施し、甲と協議の上決定する。なお、アクセスポイントの総設置数は 13 台以上とする。また、設置に際してはアクセスポイントの落下防止策を講じること。

(6) セキュリティ対策

①暗号化等の方式

暗号化等の方式については、WPA2 以上とすること。脆弱性の発見されている WEP 方式や WPA 方式は使用しないこと。

②端末等の認証

ユーザを認証してから、ネットワークへの接続を許可する IEEE802.1x 認証による認証とする。

③SSID のステルス化

正規ユーザ以外のユーザが容易にネットワークを発見して接続を試みることができないよう、無線 LAN アクセスポイントから定期的送信しているビーコン信号に SSID を含めない機能を有すること。

④SSID の ANY 接続拒否

不特定多数の端末の無線 LAN アクセスポイントへの接続を防ぐため、SSID が「ANY」や空欄の設定になっている無線 LAN クライアントを拒否するよう無線 LAN アクセスポイントの設定を行うこと。

⑤電波の出力範囲

通信の傍受、無線 LAN を経由した内部ネットワークへの侵入等の危険性を低減するため、アクセスポイントの電波の伝搬範囲を必要最低限の範囲とする。

⑥無線 LAN アクセスポイントの管理者パスワードの適切な設定

管理者のパスワードを推測されにくいパスワード（アルファベットの大文字/小文字、および数字の組み合わせで 10 文字以上）に設定し、甲から指示があれば変更する。

⑦無線 LAN アクセスポイントのログ収集

不正なアクセスの早期検知や、事故後の追跡のため、無線 LAN アクセスポイントのアクセスログを取得し保存する。

⑧機器の監視・異常検知

運用において、クラウド型のネットワークツールを使用し、インターネット上から機器の監視・異常時の検知が可能である構成にすること。

⑨その他

乙はセキュリティ対策の万全を期すとともに、本サービスの提供に関しセキュリティ対策が必要となった場合は、甲に提案すること。

(7) 工事等

①現行機器（別紙 2_無線 LAN 機器設置状況を参照のこと）を撤去し、新しい機器を設置すること。新しい機器を設置するにあたり、配線およびアクセスポイント設置用の取付金具は既存の設備を流用してもかまわない。

②運用・保守管理を行う中で機器の設置やネットワーク配線等のために工事が必要な場合は、甲と協議の上行うこと。なお、29 階本会議場は独立した防火区画になっているため、貫通孔を設ける等の工事をした場合は適切な防火処理を行うこと。

(8) その他

①乙は、契約締結後速やかに設置場所の現場調査や必要な機器等の調達を行うこと。なお設置・調整・点検等の実施日および無線 LAN サービスの提供開始日は甲と協議の上決定する。

②仕様書に記載のない事項であっても、業務の実施に当たり当然必要な作業はすべて実施すること。なお、その費用は乙の負担で行うこと。

③本サービスの提供にあたっては関係法令を遵守すること。

5. 運用方法

(1) 保守対応等に伴うサービスの停止

保守対応等に伴い本サービスの停止を行う場合、乙は概ね 1 か月前までに甲へ通知し、日時の調整を行う。

(2) 障害発生時の対応

①乙は、本サービスに関する技術的事項、障害への対応策等に対する問い合わせに対応する。また、必要に応じて現場調査等を実施する。

②本サービスの提供において、甲の業務時間内（平日 8 時 45 分～17 時 30 分）に障害等が発生した場合、乙は、障害等発生後 1 時間以内に復旧作業を開始するとともに、迅速な対応にて回復する。なお、業務時間外の場合は甲と協議の上対応すること。

③乙は、障害発生の際と処理について、その都度、甲に詳細な報告を書面により行うこと。

④乙の要因により障害が発生して本サービスが利用できなかった場合、甲は委託料の減額等を求めることができる。

(3) 責任者

本業務を行うに当たっては、業務経験や業務の有資格者など職種に十分配慮の上、責任者及び担当者を明確にし、あらかじめ甲の承認を得ること。

(4) その他

システム導入後においても、利用者の利便性向上のため、技術革新の進展に応じて適宜、システムの見直しを行うこと。

6. 業務報告

(1) 本サービスを提供するための機器整備業務完了後、以下の完成図書を甲の指定する部数の紙および電子データで提出すること。

①機器構成図・図面

②システム構成図

(2) 「2. 業務内容」—「(6) セキュリティ対策」—「⑦無線 LAN アクセスポイントのログ収集」で定めているアクセスログについて、四半期ごと（1 回目は無線 LAN サービス提供開始日（機器設置日）から 6 月まで、2 回目以降は 3 ヶ月ごと）に対象月分をまとめて電子データで提出すること。

7. 契約期間満了時の取り扱い

乙は、契約期間満了日以降、速やかに設置した機器を撤去すること。撤去に要する費用は、乙の負担とする。

8. 支払方法

①機器整備に関する費用は、一括払い。

完成図書の提出を受け、検査合格後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

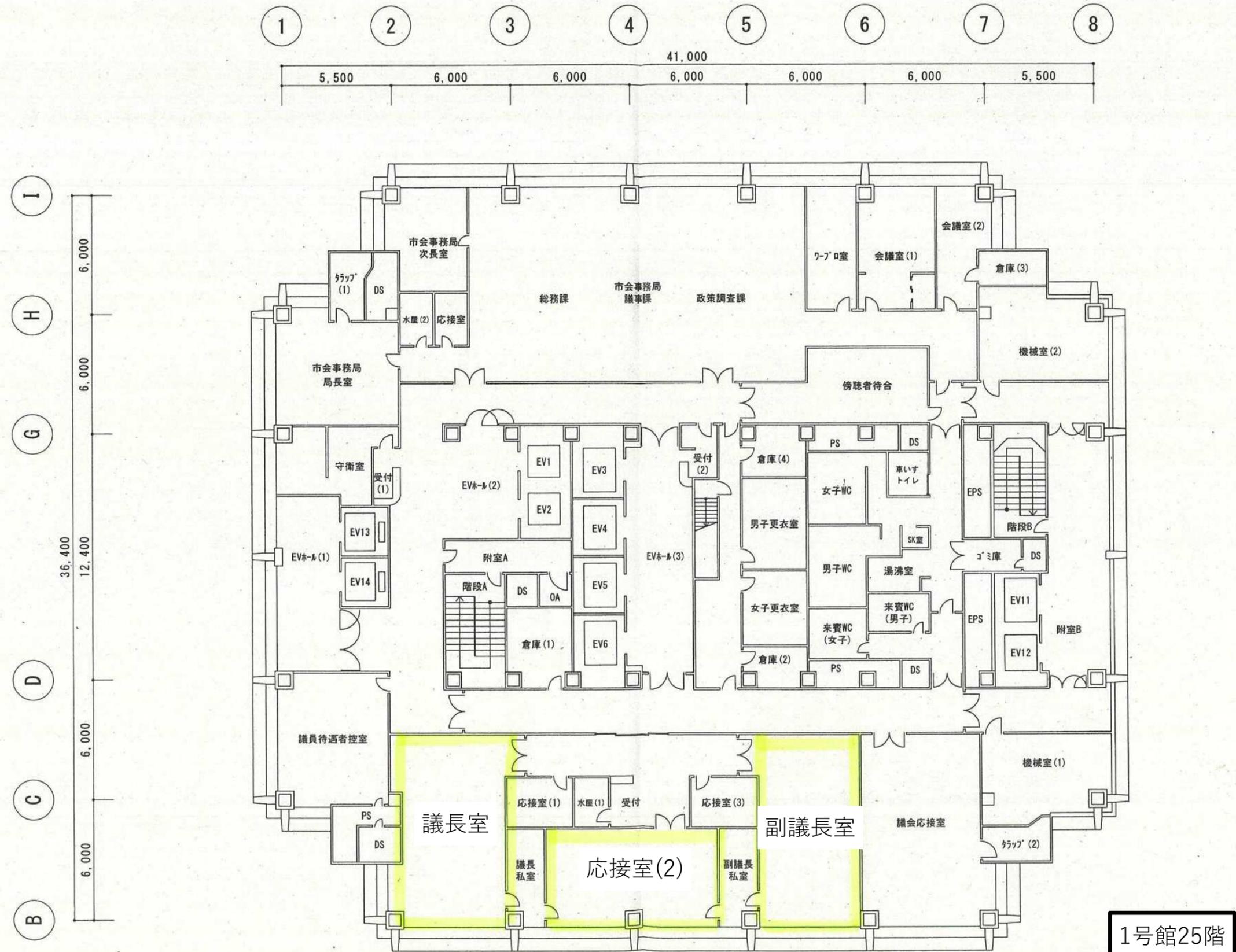
②運用、保守・管理に関する費用は、四半期（4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～3 月）ごと（ただし初回は無線 LAN サービス提供開始日から）の部分払い。

検査合格後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

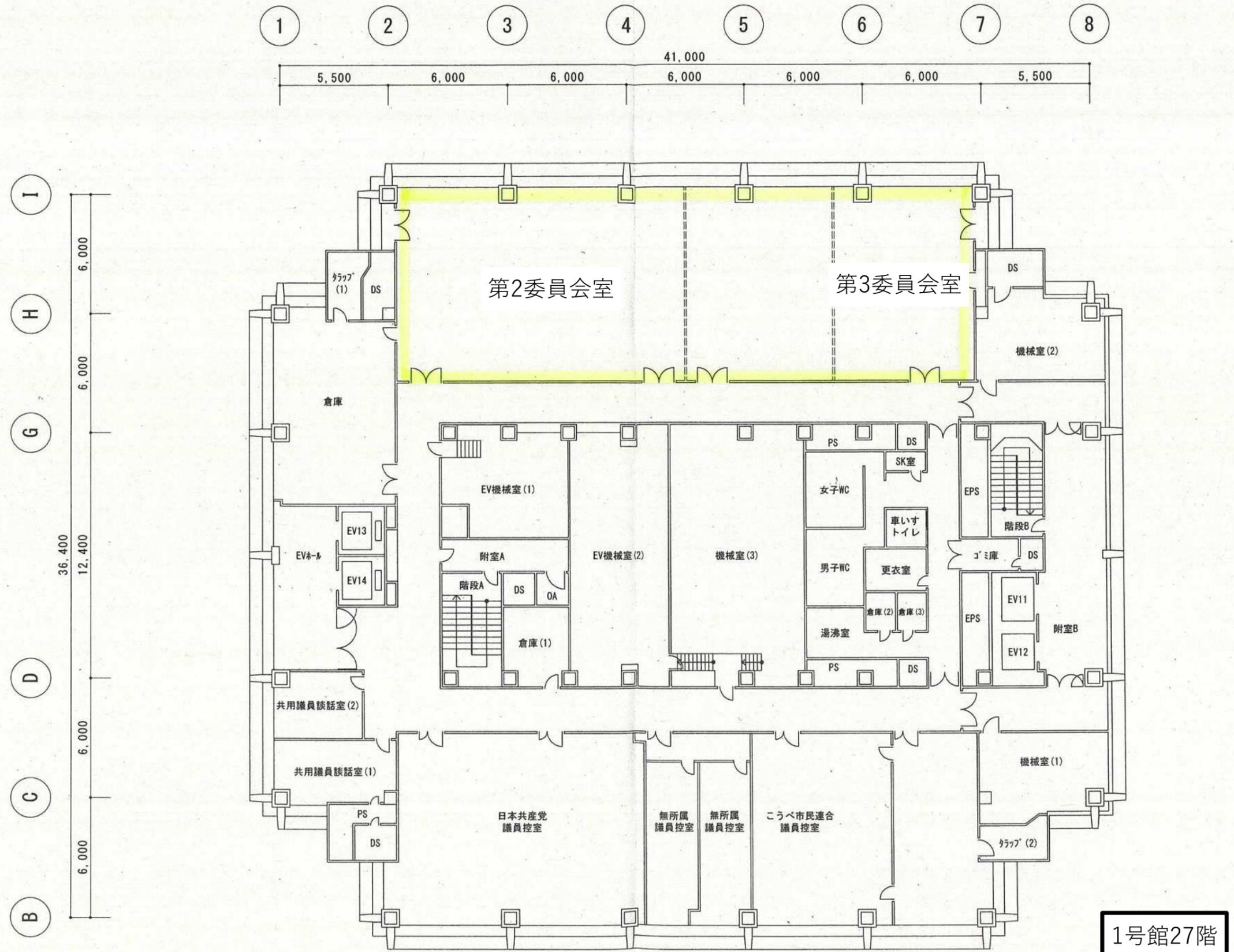
9. その他

本仕様書に明記されていない細部の事項については、甲と協議の上決定する。

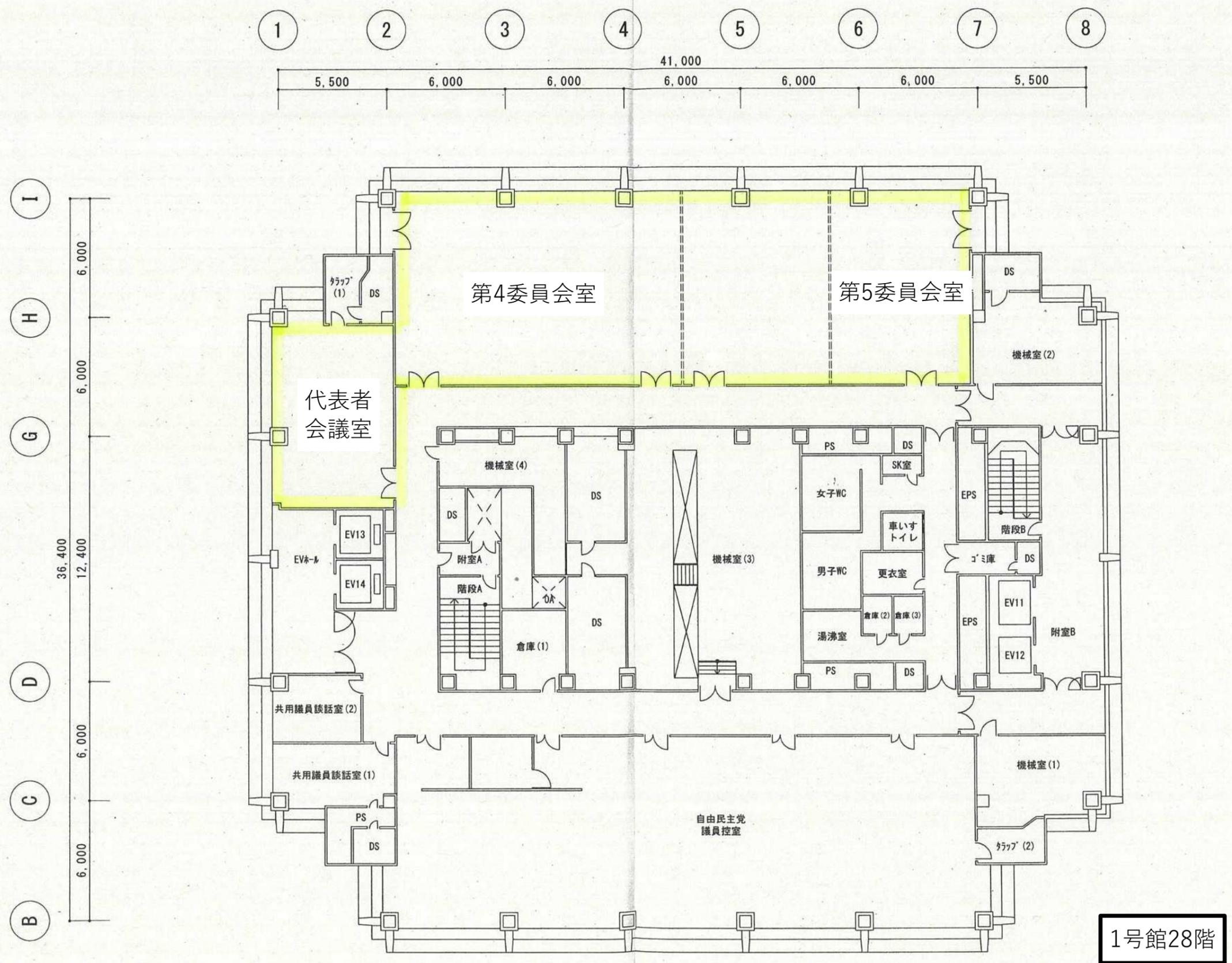
(別紙 1)



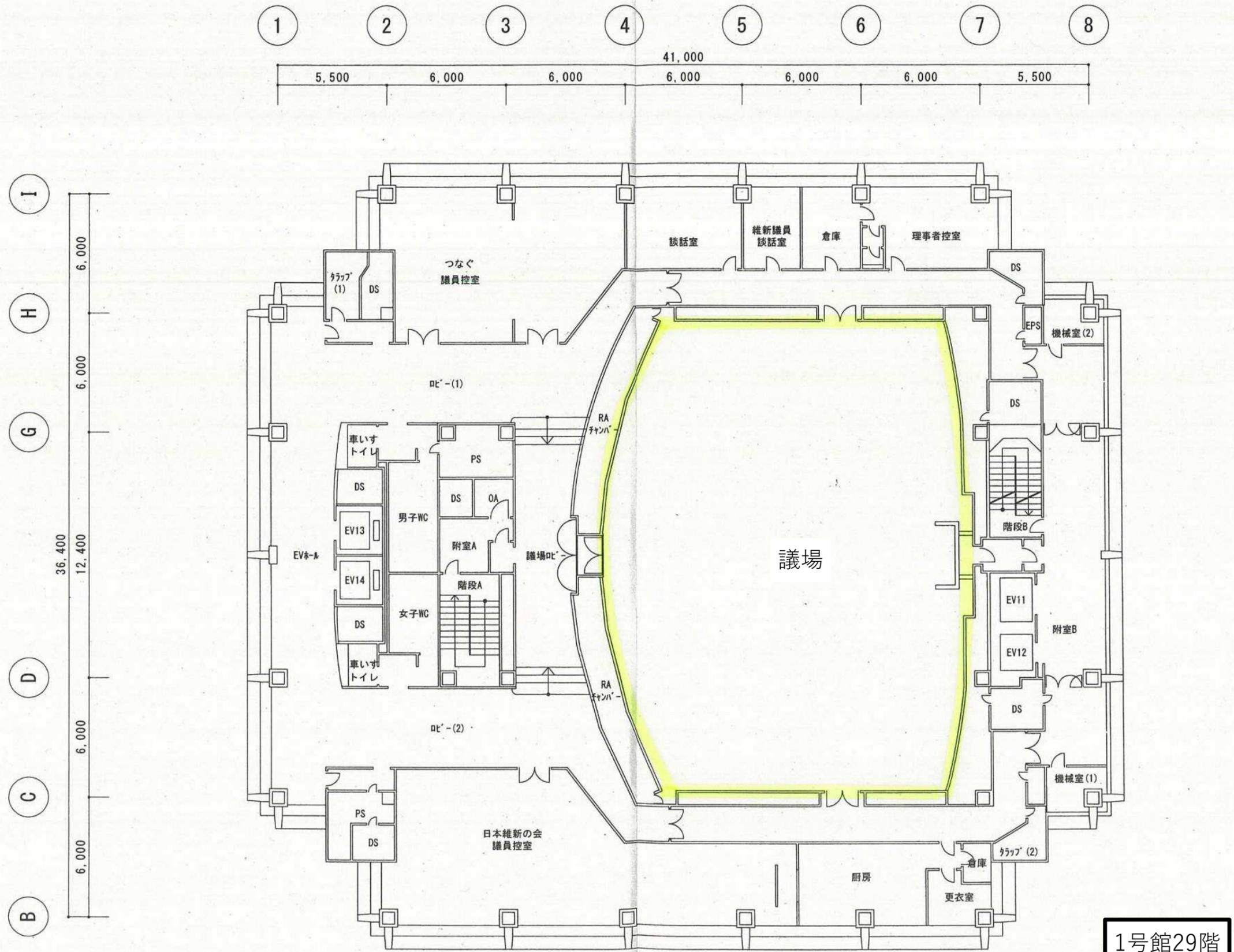
1号館25階
市会事務局



1号館27階



1号館28階



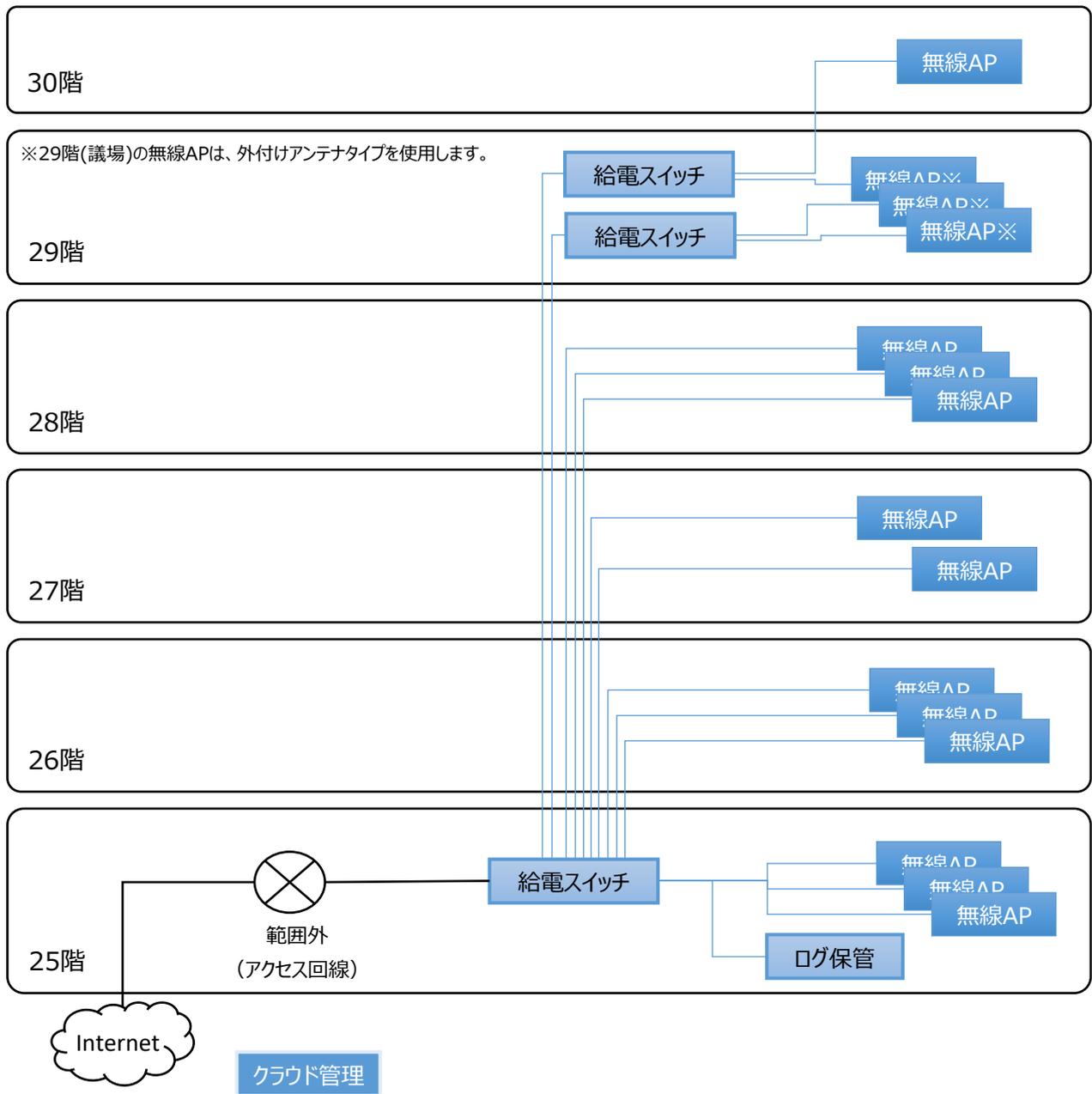
1号館29階

(別紙2)

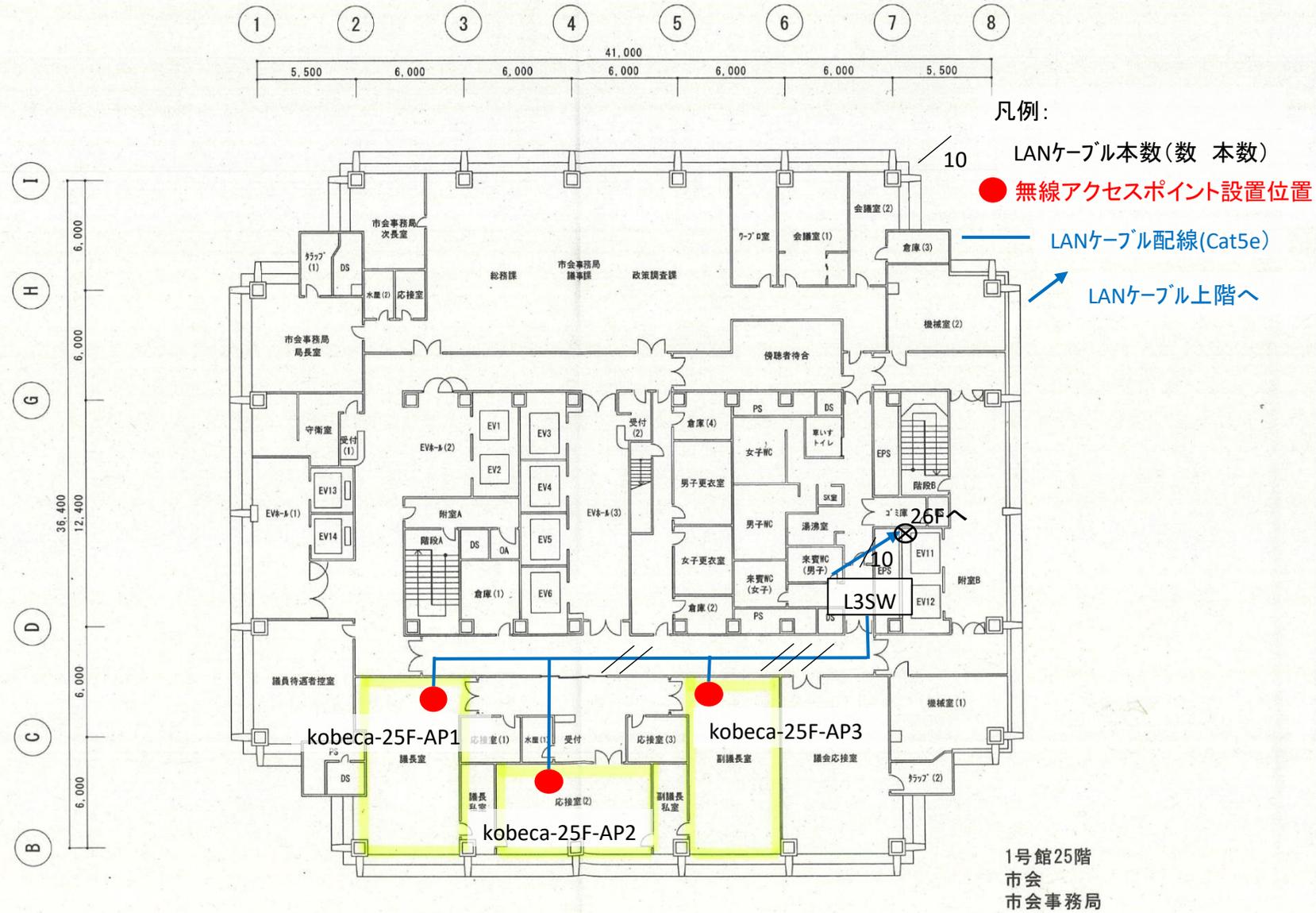
1. システム構成図

無線LAN用機器一覧

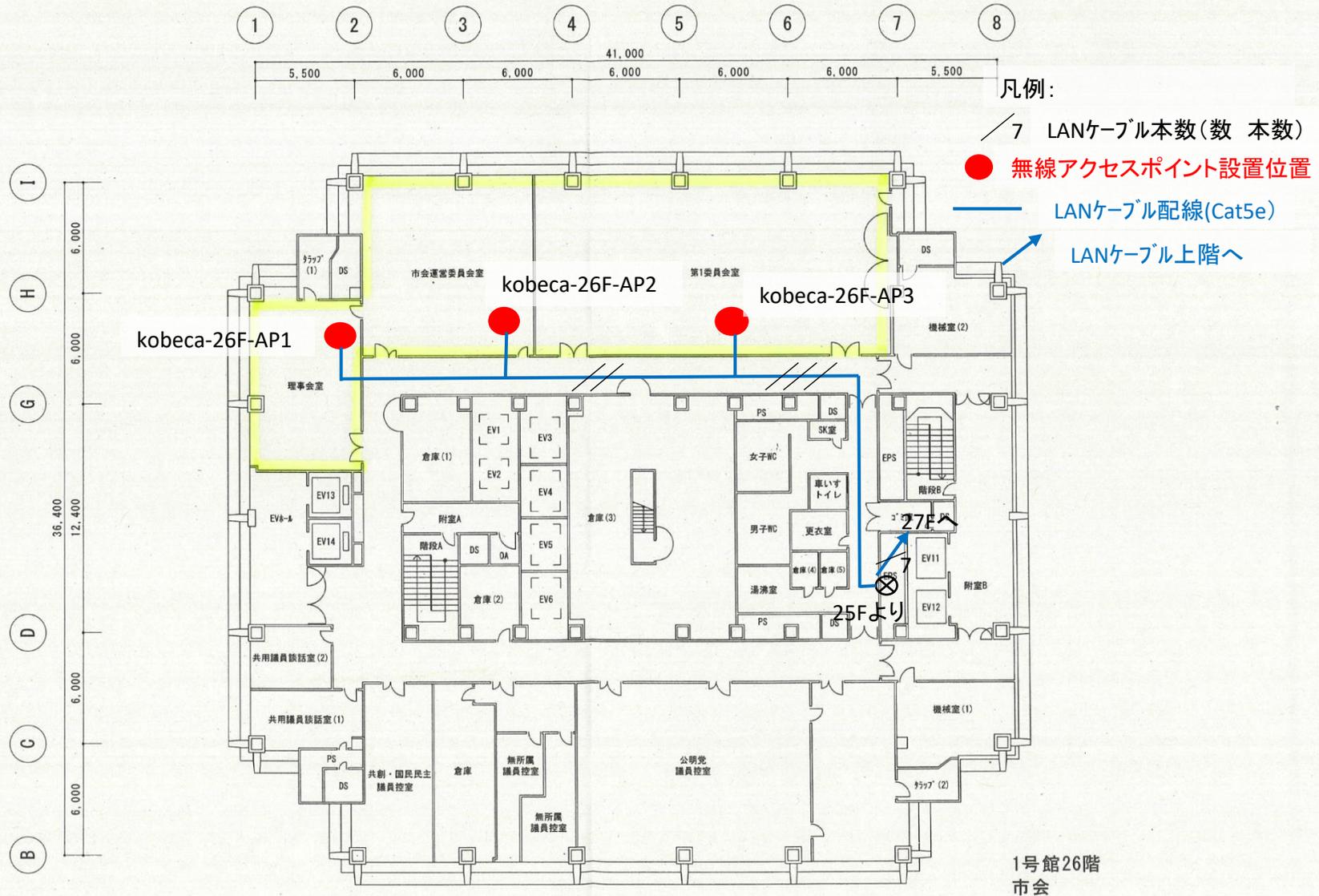
【凡例】 無線AP 給電スイッチ ログ保管 クラウド管理



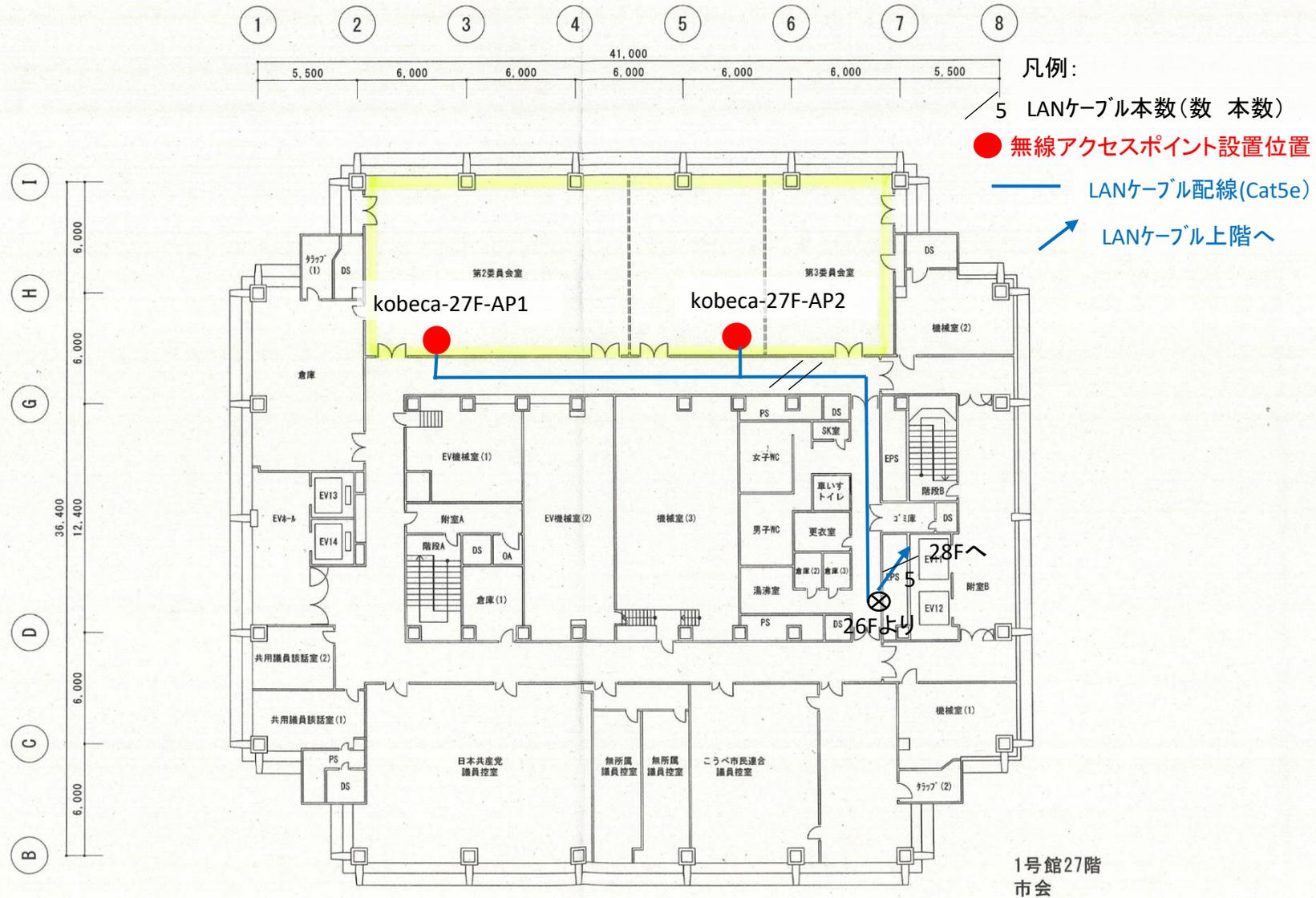
3. 配線図 (25F)



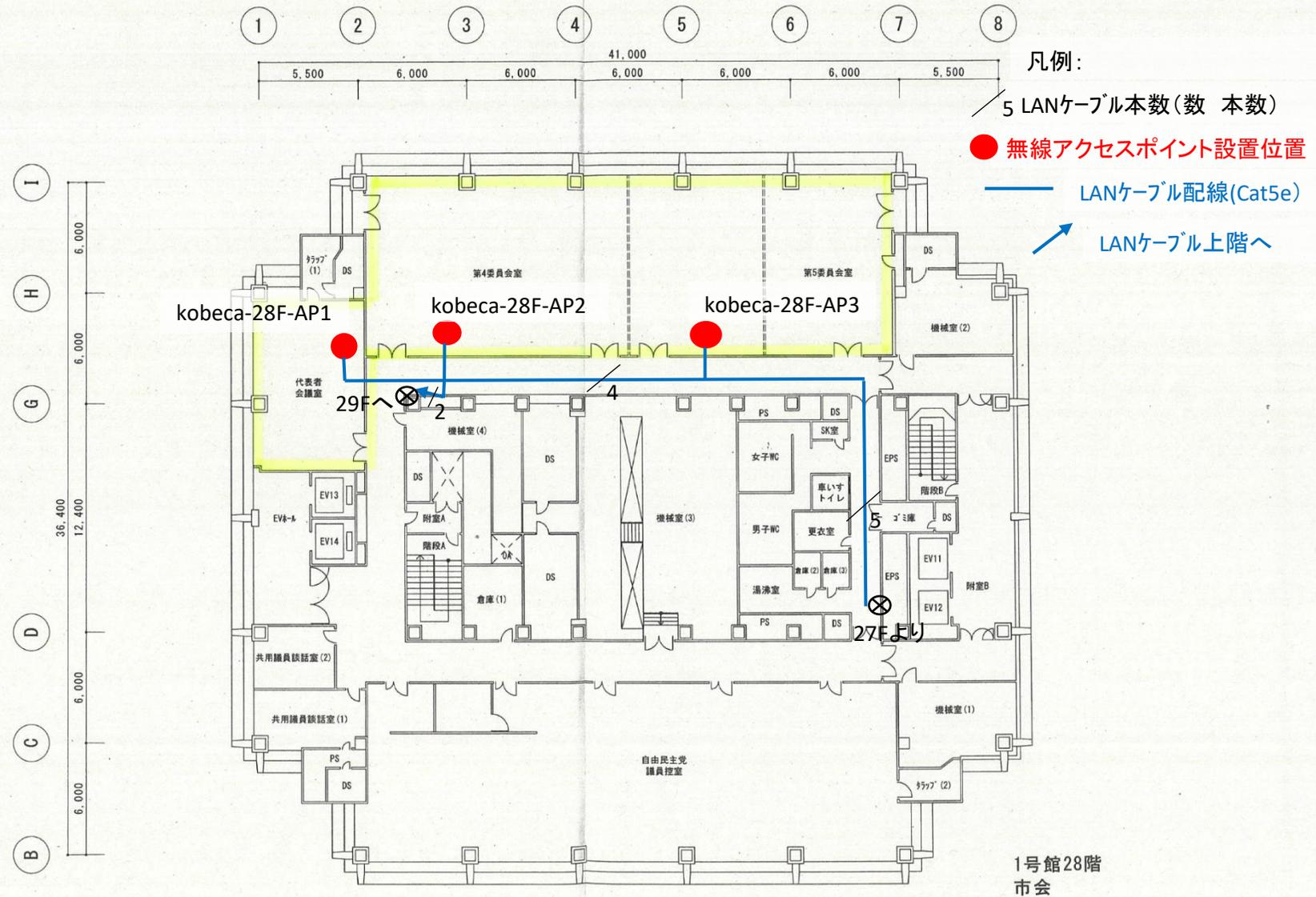
3. 配線図 (26F)



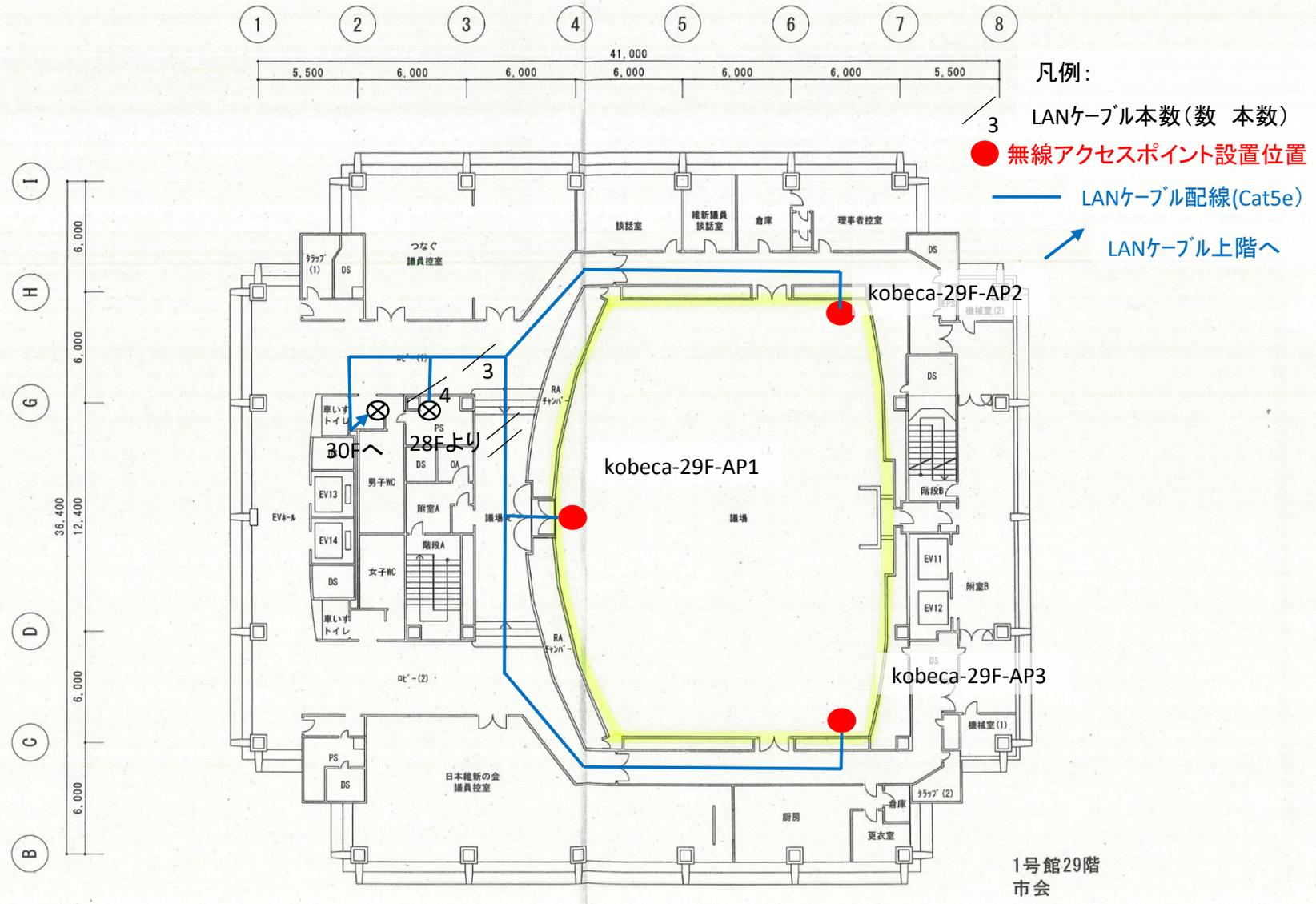
3. 配線図 (27F)



3. 配線図 (28F)



3. 配線図 (29F)



3. 配線図 (30F)

